

平成 30 年 2 月 28 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**「豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例」の
普及啓発を愛知県立小坂井高等学校で実施します！**

「豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるため、市内の高等学校に通学する生徒の皆さんを対象とした啓発を平成 30 年 1 月から実施しています。

1 月は豊川駅、2 月は国府駅を利用する生徒の皆さんを対象として実施しましたが、3 月は自転車通学が多い愛知県立小坂井高等学校の生徒の皆さんを対象とした啓発を実施します。今回の活動は、小坂井高等学校様のご協力により、自転車通学者を対象とした啓発を学校の敷地内で行います。

市内の高等学校に通学する生徒の皆さんが交通事故の加害者にも被害者にもなることがないように啓発に努めて参ります。

記

- 1 開催日時 平成 30 年 3 月 5 日（月）午前 8 時 00 分から 8 時 30 分まで
- 2 場 所 愛知県立小坂井高等学校敷地内 駐輪場から校舎までの通路
- 3 参加者 豊川市市民部人権交通防犯課職員
豊川警察署署員



※取材の際は生徒の顔が特定されないようご配慮をお願いします。

※活動写真は残しますので、必要がありましたらお問合せください。

【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 人権交通防犯課 交通防犯係 柚原
TEL:0533-89-2149 Eメール: jinkenotsu@city.toyokawa.lg.jp